

(書式 2 - 2 - 2)

法定相続人以外の第三者が遺贈を辞退する場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇(大正〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、
本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
〇〇番〇〇号)の遺産について、受遺者〇〇〇〇は遺贈を放棄し、共同相続人妻
〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次の
とおり遺産を分割し、取得することを合意した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床面積 1 階 〇〇・〇〇平方メートル
2 階 〇〇・〇〇平方メートル

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇〇番

地目	宅地
地積	〇〇〇・〇〇平方メートル
所在	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家屋番号	〇〇番
種類	居宅兼店舗
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積	1階 〇〇・〇〇平方メートル
	2階 〇〇・〇〇平方メートル
	3階 〇〇・〇〇平方メートル

3 長女〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇, 〇〇〇万円 *h i C h u o*

4 受遺者〇〇〇〇は、被相続人の平成〇〇年〇〇月〇〇日付自筆遺言証書により次の遺産につき特定遺贈を受けたが、これを放棄し、一切の権利のないことを確認する。

第2項記載の建物

以上のとおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を4通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

受遺者 〇 〇 〇 〇 印



解説

遺言により特定遺贈を受けた受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができ、その効力は遺言者の死亡の時に遡って効力を生じる（民法第986条）。その目的財産は、遺言者が予備的に第2順位の受遺者を定めなかった場合に限り、遺産分割の対象となる。（民法第995条）。受遺者の放棄（辞退）は、要式行為ではなく、必ずしも遺産分割協議に参加させる必要はないが、明確な書面を貰っておく必要がある。

包括遺贈を受けた包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するので（民法第990条）、必ず遺産分割協議に参加させなければならない。包括受遺者が放棄をするには、相続人と同様に相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に家庭裁判所に申述しなければならない（民法第915条、第938条）。しかし、この放棄をせずに、遺産分割協議に参加し、その包括遺贈の割合と異なった分割に合意し、結果的に一部を辞退することは可能である。